平成２３年（フ）第４１７号
千葉県柏市中原１丁目24番23号　菊池方、住民票上の住所埼玉県草加市八幡町1107番地25
債務者　相川　真希
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４５３号
北九州市小倉南区葛原東３丁目14番20号
債務者　中野　寿年
1　決定年月日時　平成23年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４５９号
北九州市小倉北区三萩野１丁目４番38号
債務者　上田　優子
1　決定年月日時　平成23年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４６０号
北九州市小倉南区湯川新町１丁目１番32号　工藤眞土方
債務者　工藤　信幸
1　決定年月日時　平成23年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４９２号
北九州市小倉北区黒住町５番30号　村上アパート202
債務者　近藤美枝子
1　決定年月日時　平成23年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１５４号
大分市萩原４丁目８番51号　サザンブライト萩原503
債務者　松本　　理
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１３１３号
愛知県春日井市宮町字長斉３番地２　エレガンスM103号
債務者　坂本　昌章
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３号
宮城県登米市迫町佐沼字梅ノ木１丁目４番地３
債務者　及川　清保
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２３年（フ）第１３２７号
横浜市磯子区森が丘２丁目13番８号　北川ＹＫハイツ１Ｆ―01号
債務者　平井　弘紀
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３４０号
横浜市金沢区能見台通23番11号　101
債務者　町田　弥生（旧姓藥袋）
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３７４号
横浜市旭区中希望が丘138番地　大阪屋ビル３Ｆ302号
債務者　遠藤　　真
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３８５号
横浜市栄区野七里１丁目２番14―1454号
債務者　山中　安秋
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４００号
横浜市旭区鶴ケ峰本町３丁目20番17号　豊ハイツ105
債務者　柳沢　勝茂
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４１７号
横浜市中区山手町60番地８
債務者　鈴木　令子
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４２０号
神奈川県綾瀬市寺尾台１丁目８番14号　メゾネット藤５
債務者　宮山淳子こと　権　　淳子
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４４９号
横浜市瀬谷区宮沢２丁目46番地１　ベルデュール永野Ⅰ―204号
債務者　藤崎　直美
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５４８号
神奈川県大和市上和田2412番地　上和田団地１―２―507
債務者　柳　　勝春
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部